

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第23号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年3月1日（土） 16時40分ごろ
発生場所	熊本県宇城市松合漁港東方沖 宇城市所在の御船灯標から真方位082° 8,940m付近 （概位 北緯32° 37.8′ 東経130° 38.5′）
事故等調査の経過	平成26年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート りんどう丸、5トン未満（長さ6.15m）
船舶番号、船舶所有者等	293-23266熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、熊本県天草市御所浦島北方の前島付近で釣りをを行った後、平成26年3月1日12時30分ごろ、熊本県芦北町海浦漁港へ帰るため、東進を始めた。</p> <p>船長は、霧がかかったような状態で視界が悪く、海浦漁港の方向が視認できない状況であったが、コンパスで海浦漁港の方向を確認せずに航行し、熊本県上天草市二間戸港東方沖に至って進路が違っていることに気付いた。</p> <p>船長は、二間戸港に寄港して海浦漁港の方向を確認し、同港を出港したが、海浦漁港の方向が分からなくなり、上天草市の陸岸が視認できたので、陸岸沿いに航行しており、船舶に出会ったら海浦漁港の方向を確認しようとしたが、船舶に出会うことなく宇城市沿岸に至った。</p> <p>本船は、松合漁港東方沖において、約10ノットの対地速力で東進中、16時40分ごろ浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、海上保安庁に通報を行い、高潮期を待って自力離礁し、来援した巡視艇の伴走を受けながら、自力で海浦漁港に帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 不良</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期</p> <p>本事故当日には、微小粒子状物質（PM2.5）の量が、熊本県各地の多くの測定地点において、環境基準の35$\mu\text{g}/\text{m}^3$を超える日平均値を示していた。</p>
その他の事項	本船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。

	<p>船長は、週に約2回釣りに出ていたが、これまでコンパスを見ながら、航行したことはなく、本事故当時、コンパスを見ることに考えが及ばなかった。</p> <p>船長は、宇城市沿岸を航行した経験がなく、水深等を把握していなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、視界不良の状況下、御所浦島北方沖から海浦漁港に向けて航行中、船長が、コンパスを使用せずに航行して海浦漁港の方向が分からなくなり、航行経験がなく、水深等を把握していなかったことから、松合漁港東方沖を東進し、同沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、視界不良の状況下、御所浦島北方沖から海浦漁港に向けて航行中、船長が、コンパスを使用せずに航行して海浦漁港の方向が分からなくなり、航行経験がなく、水深等を把握していなかったため、松合漁港東方沖を東進し、同沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界が制限されて目的地の方向が視認できないときは、コンパスで方位を確認しながら航行を行うか、又は安全な場所に停泊して視界の回復を待つこと。